

第8回会合において示された
「長期エネルギー需給見通し骨子（案）」への意見

2015年5月26日

橘川 武郎
河野 康子
高村ゆかり

4月28日に開催された第8回会合において事務局より提示された長期エネルギー需給見通し骨子（案）（以下、骨子案）について、特に次の点について意見を提出します。

1. 昨年4月に策定された「エネルギー基本計画」は、その冒頭に「震災前に描いてきたエネルギー戦略は白紙から見直し、原発依存度を可能な限り低減する。ここが、エネルギー政策を再構築するための出発点であることは言を俟たない。」と計画策定の大前提を述べています。さらに本文中においても、「省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる」と明確に規定されています。

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故を踏まえたこのエネルギー基本計画の立場が、今回の議論の出発点であったはずですが、原子力発電20～22%、再生可能エネルギー22～24%という骨子案は、原子力発電についても、再生可能エネルギーについても、この条件に十分にこたえていないと言わざるを得ません。

2. 原則40年と法が定めた原発の運転期間を遵守すれば、2030年までに約30基が廃炉になり、建設中の島根原発3号機、大間原発を加えても原発比率は最大でも15%程度にしかありません。原発比率20-22%の達成には、原則40年という法定の運転期間の延長を前提にしており、「可能な限り減らす」とはいえません。

安全性の最優先と地元の同意が原発稼働の条件ですから、すべての原発の運転延長が可能となる保証はありません。原発比率20-22%の水準をどのように確保するのかについて骨子案は言及していませんが、2030年、そして、それ以降の原子力発電の位置づけについて、真正面から議論し国民にその選択を問うべきであると考えます。

3. 再生可能エネルギーの水準（22-24%）は不十分であり、2030年に少なくとも30%程度をめざすべきです。特に太陽光と風力の導入見通しについては十分積み増しが可能です。

エネルギー基本計画も述べるように、大規模な電源から送電網で電気を流すだけでなく、再生可能エネルギーのような各地に分散した電源とも組み合わせた分散型エネ

ルギーシステムを構築する必要がある、ということが大震災を経た教訓です。現在のシステムを前提に再生エネルギー導入の限界を議論するのではなく、分散型エネルギーシステム構築に向けていかにして大幅な導入が可能になるのかを議論すべきであると考えます。

電力料金の上昇を抑え、国民負担の抑制を図ることは重要ですが、そのためには、電源比率で最も割合の高い火力発電の燃料コストをまずはいかに抑えるかが課題です。一方、国産電源たる再生可能エネルギーの導入拡大は、燃料費の抑制に貢献します。再生可能エネルギー導入が、地方でのビジネス、雇用の創出など「地方創生」「地方活性化」の効果をもたらしていることも忘れてはなりません。

報告書案の作成の過程において以上の点を踏まえた検討を望みます。少なくとも本意見書に示す意見があることについて、報告書案に反映、付記していただくことを要望します。

以上